

株 主 各 位

第65回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

1. 事業報告の会社の体制及び方針
2. 連結計算書類の連結注記表
3. 計算書類の個別注記表

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページ (<https://www.aplusfinancial.co.jp>) に掲載することにより開示しております。

株式会社 アプラスフィナンシャル

会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

① 業務の適正を確保するための体制

当社は、2006年5月22日開催の取締役会において、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、ならびにその他業務の適正を確保するために必要な体制の整備を行うにあたっての基本方針として「内部統制規程」を制定いたしました。

2008年10月31日開催の取締役会において、コンプライアンスの推進、財務報告の信頼性を確保するための体制、及び反社会的勢力排除に向けた体制等を加え、同規程を一部改正し、2010年3月30日開催の取締役会において、事業持株会社体制への移行に即した一部改正を行いました。さらに2015年4月28日開催の取締役会において、会社法及び会社法施行規則改正に伴い、同規程の一部改正を行いました。

また、当社親会社である株式会社新生銀行（以下、「新生銀行」という。）は、2017年4月1日付で、新生銀行グループ各社の間接機能の統合・一体運営を図るため、新生銀行内に「グループ本社」を設置いたしました。これにより、各間接機能の高度化とグループガバナンスの強化を図るとともに、グループ各社で重複する機能を集約することで、生産性・効率性の向上を目指し、当社グループにおきましても、人事、財務、総務、コンプライアンス等の各間接機能の業務を順次見直しました。

以上の内部統制の体制整備に加え、当社グループでは大規模な災害等が生じた場合の業務継続体制確保のため、2012年4月に、株式会社アプラスにおいて「業務継続体制管理規程」を制定いたしました。

「内部統制規程」、「大規模な災害等が生じた場合の業務継続体制」及び「反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方」は次のとおりであります。

■ 「内部統制規程」 （抜粋）

第1条 （目的）

本規程は、取締役会および監査役が、会社法第362条第4項第6号ならびに会社法施行規則第100条第1項および第3項、ならびに金融商品取引法に基づき、適切な内部統制システムを整備すること、もって、本システムを利用して、取締役の職務の執行が効率的に行われ、かつ監査役の監査が実効的に行われること、また、取締役および従業員（執行役員を含む。以下同じ。）が法令および定款を遵守してその職務を執行し、会社の業務の適正が確保されることを目的とする。

第2条 (取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制)

取締役および従業員は、その職務の執行にあたっては、別に定める「アプラスグループ行動憲章」ならびに「アプラスグループ行動規範」を遵守するものとする。

2. 当社は、コンプライアンスの遵守のために、「コンプライアンス規程」を定め、法務およびコンプライアンス担当部署として「総管理部（コンプライアンス・法務ライン）」を設置し、新生銀行内に設置された「グループ本社」と一体となり、全社的なコンプライアンスの推進を行なうとともに、「コンプライアンス委員会」において、その推進状況ならびに遵守状況を監視するものとする。
3. 「コンプライアンス委員会」の運営に関しては、別に定める規程によるものとする。
4. 当社は、各部署において「コンプライアンス責任者」を設置するとともに、「コンプライアンス管理者」を任命し、コンプライアンスの徹底を図るものとする。

第3条 (取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理)

取締役は、職務執行に係る情報を、その情報の保存媒体に並び、漏洩等のないよう十分な注意をもって、保存および管理するものとする。

2. 取締役会または監査役が要求した場合は、取締役は、前項の情報を提示しなければならない。
3. その他、取締役および従業員の職務執行に係る情報の管理については、別途定める「個人情報保護規程」および「情報セキュリティ規程」によるものとする。

第4条 (損失の危険の管理に関する規程および体制)

信用リスクについては、「クレジットポリシー」、その他別に定める規程に基づき、主管する部署が予見されるリスクを分析・評価し、適切な対応を行うものとする。

2. 市場リスク、オペレーショナルリスク、リーガルリスク、災害等、その他のリスク管理体制は、それぞれの対応部署にて別に定める各諸規程類によるものとする。

第5条 (取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制)

当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を整備するため、取締役の職務の分担、業務分掌、権限委譲ならびに経営資源の配分等の検証を通じて、業務の効率性を確保する。これらの体制に関する事項は、別に定める「取

締役会規則」のほか「職制規程」、「業務分掌ならびに決裁権限規程」によるものとする。

第6条 (財務報告の信頼性を確保するための体制)

当社は、アプラスグループが財務報告の信頼性確保および、金融商品取引法に定める内部統制報告書を有効かつ適正に作成し提出するため、財務報告に係る内部統制を整備し、運用する体制を構築する。

第7条 (企業集団における業務の適正を確保するための体制)

当社は、当社グループならびに新生銀行グループ全体のリスク管理体制やコンプライアンス体制と整合性を持った業務運営を確保すべく、別に定める主管部署が各グループ各社の経営全般の管理または指導を行うものとする。

2. 当社は当社子会社の取締役および従業員の職務執行に係る事項の報告に関しては、別に定める「子会社・関連会社管理規程」および「業務分掌ならびに決裁権限規程」に基づき行うものとする。
3. 当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保することに関しては、子会社の自主性を尊重するため子会社の取締役会等で協議するものとし、業務の内容に応じて当社と事前協議を行うものとする。
4. 当社は、当社子会社の損失の危険の管理に関しては、それぞれの対応部署にて別に定める各諸規程によって管理するものとする。
5. 当社子会社の取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することの確保に関しては、子会社の規模その他に応じて監査役を設置するとともに、当社または子会社におけるコンプライアンス関連の規程等により、コンプライアンス遵守状況の監視および徹底を図るものとする。

第8条 (監査役の職務を補助すべき使用人)

監査役は、監査の実効性を高め、かつ監査業務を円滑に遂行するために、その職務を補助するための使用人（以下「補助使用人」という）を置くことができる。

第9条 (補助使用人の独立性)

補助使用人の人事異動・人事考課・賞罰等に関しては、あらかじめ監査役会の同意を得るものとする。

第10条 (監査役への報告に関する体制)

監査役は、取締役、従業員および子会社の取締役等より職務の執行状況について報告を受ける。

2. 上記に関わらず、取締役、従業員および子会社の取締役等は当社および当社子会社の業務または業務に影響を与える重要な事項について監査役に都度報告するものとする。
3. 当社および当社子会社における監査役への内部通報制度、ならびに同制度の通報状況および対応状況の監査役への適切な報告体制については、「コンプライアンスホットライン制度に関する規程」によるものとする。
4. 取締役、従業員および子会社の取締役等は、監査役の職務の執行に対して協力し、それを妨げるような行為をしてはならない。
5. 監査役への報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由に不利な取扱いをする等をしてはならない。

第11条 (監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制)

監査役は、その職務の執行のために、必要に応じ会社の費用において社外の弁護士等の専門家を利用すること等ができる。

2. 監査役の職務執行について生ずる費用等の処理に係る方針については、第1項で生ずる費用の前払または償還の手続・処理に関して、監査役の請求等に従い円滑に行うものとする。
3. 監査役会は、代表取締役と定期的に意見交換会を開催する。

第12条 (統制環境・活動)

取締役会は、内部統制システムの整備・運用にあたり適切な機関および組織を構築し、これらの権限および職責を明確にすることにより内部統制環境を整備する。

2. 取締役会は、内部統制システムの実効性を図るために「業務分掌ならびに決裁権限規程」等により、取締役会の指示・命令が適切に実行される業務手続を整備する。

第13条 (反社会的勢力排除に向けた体制)

当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、関係機関との連携を含め組織全体で毅然として対応し、一切の関係を遮断する。

2. 反社会的勢力による被害を防止するための体制について、「アプラスグループ行動憲章」その他別に定める規程等をもって整備するものとする。

第14条 (内部監査)

監査部は、別に定める「内部監査規程」に基づき内部監査を行い、監査部長は、内部監査の結果を社長及び監査役会に報告する。

第15条 (遵守)

取締役および従業員は、本規程および本規程に従い制定される各諸規程類を遵守する。

2. 第1項の違反のある場合、またはおそれがあると合理的に思料される場合、各人は、その職業上義務がない場合でも、監査役会または社内および社外に設置した通報窓口に対して、その旨を通知することができる。この通知をした者は、通知をしたことによって、就業条件その他に関して一切の不利益を受けないものとする。

■大規模な災害等が生じた場合の業務継続体制

当社グループでは、大規模な災害、事故その他の当社グループ事業活動に対する中断事由が生じた場合に、重要業務を継続し、以て顧客及び社会に対する責務を最大限円滑に遂行する体制確保のため、主たる重要業務を遂行する株式会社アプラスにおいて「業務継続体制管理規程」を制定しております。また、新型コロナウイルス感染症等の大規模感染症についても、同規程に基づき業務運営を行っております。

同規程に基づき、災害時等における業務継続の体制、手順、権限、責任及びそれらの発動基準等の明確化のため、想定される発生事象ごとの「業務継続計画 (Business Continuity Plan : BCP)」の策定を推進し、また、これを実行するための課題・条件の識別と役職員の理解の常時確保のため、教育及び定期的な訓練を行うものとしております。

業務継続計画の整備状況や訓練等から識別した課題等については、株式会社アプラス経営会議に報告する体制としております。

■反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社グループでは、「アプラスグループ行動憲章」において「反社会的勢力との対決」について定め、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人（いわゆる反社会的勢力）による被害を防止するための基本方針として、次のとおり宣言しております。

- ア 私たちは、反社会的勢力との関係を一切持ちません。
- イ 私たちは、反社会的勢力による被害を防止するために、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関と連携し、組織的かつ適正に対応します。
- ウ 私たちは、反社会的勢力による不当要求には一切応じず、毅然として法的対応を行います。
- エ 私たちは、反社会的勢力への資金提供や裏取引を行いません。
- オ 私たちは、反社会的勢力の不当要求に対応する役職員の安全を確保します。

反社会的勢力への対応については、「アプラスグループ行動憲章」における「反社会的勢力との対決」宣言に基づき、「反社会的勢力による被害防止に関する規程」を定めることにより、具体的な事案が発生した場合の対応・報告の基準を示しております。

② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、「内部統制規程」に基づき、アプラスグループ行動憲章、アプラスグループ行動規範などの社内諸規程の整備を行い法令遵守やリスク管理のための社内体制の整備に取り組んでおります。また、コンプライアンス体制を充実させるため、「コンプライアンス委員会」及び「総合管理部（コンプライアンス・法務ライン）」を設置するとともに複数の顧問弁護士と連携し、当社グループのあらゆる事象に対して法令遵守の観点からチェックを行い、またコンプライアンスに関するマニュアルを制定し、グループ社員への教育及び啓蒙を徹底しております。役職員のコンプライアンス問題については、コンプライアンスホットライン制度により、グループ全体の通報状況、対応状況を把握しております。

取締役会は原則として3箇月に1回以上、また必要に応じて開催されており、法令や定款等に定める事項の決議や業務執行報告がなされております。取締役会議事録等の取締役の職務に関する情報は、機密文書管理の規定に基づき、特定の範囲以外の者に対して厳重に機密を保持しております。

当社グループは、業務運営に係るリスクとその管理部署を明確にし、各リスクの管理規程を制定する等、リスク管理を恒常的に行う体制の整備及びその円滑な運営等に努めております。

グループ各社の業務執行状況については、関連規程によりグループ各社の主管部署を定めるとともに、連携の窓口を定めることにより、事案の内容について適時適切に協議がなされ、必要に応じて当社取締役会及び監査役へ報告がなされております。

監査役は、取締役会に出席し、取締役による業務執行の意思決定などが適正になされているか監査を行っております。また、その他重要な会議等への出席や、取締役及び使用人等との会合での意見交換による意思疎通を図り、監査役の監査の実効性を確保しております。

反社会的勢力排除については、「オペレーショナル・リスク事件事故報告ガイドライン」において反社会的勢力との取引が発覚した場合の経営責任者への即時報告、及び反社会的勢力排除のための取組みに係る経営責任者への報告について、取締役会及び「コンプライアンス委員会」にて報告することを規定しております。個別取引与信、取引先取引与信等は、反社会的勢力への対応強化及び排除のため、外部機関との提携を進め、断固として反社会的勢力との関係を遮断し、排除することとしております。反社会的勢力との取引・関与、不当要求行為を受けた場合の具体的な手順及び心得等は、「反社会的勢力への対応マニュアル」等各種マニュアルを整備し、排除のための取組み実施にあたり、適正な業務

運営を確保するとともに、反社会的勢力排除に向けた対応の周知徹底を図っております。個別事案に関しては、必要に応じ、警察・顧問弁護士とも連携し、毅然とした対応をとっております。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務状況及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

連 結 注 記 表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数…………… 4 社
- (2) 主要な連結子会社の名称……株式会社アプラス
株式会社アプラスパーソナルローン
全日信販株式会社

(3) 非連結子会社はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

当連結会計年度末において持分法を適用している会社はありません。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

ア. 時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。

なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。

イ. 時価のないもの……移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

主として、定率法を採用しております。

ただし、東京研修会館の建物および構築物、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しております。

② 無形固定資産

自社利用ソフトウェアは、社内における利用可能期間(5～15年)に基づく定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については債権の内容を検討し、必要額を計上しております。

なお、破綻先および実質破綻先に対する債権については、債権額から回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は38,759百万円であります。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与支給に充てるため、支給見込額を計上しております。

③ 利息返還損失引当金

将来の利息返還の請求に伴う損失に備えるため、過去の返還実績等を勘案した必要額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 収益の計上基準

営業収益の計上は、期日到来基準とし、次の方法によっております。

ア. アドオン方式契約

包括信用購入あっせん……7・8分法により計上する方法

個別信用購入あっせん……7・8分法により計上する方法

信用保証……7・8分法により計上する方法

(保証料契約時一括受領)

信用保証……定額法により計上する方法

(保証料分割受領)

イ. 残債方式契約

包括信用購入あっせん……残債方式により計上する方法

個別信用購入あっせん……残債方式により計上する方法

信用保証……残債方式により計上する方法

(保証料分割受領)

融 資……残債方式により計上する方法

(注) 計上方法の内容は次のとおりであります。

1. 上記営業収益の計上方法は、代行手数料収入、利用者手数料収入、貸付利息収入、保証料収入、売上割戻しを対象としております。
2. 7・8分法とは、手数料総額を分割回数の積数で按分し、各返済期日の到来のつど積数按分額を収益計上する方法であります。
3. 残債方式とは、元本残高に対して一定率の料率で手数料を算出し、各返済期日のつど算出額を収益計上する方法であります。

② 繰延資産の処理方法

社債発行費

社債の償還期間（3～5年）で均等償却を行っております。

③ 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る資産または退職給付に係る負債として計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理することとしております。

④ 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

また、固定資産に係る控除対象外消費税等は、「投資その他の資産」の「その他」に計上し、5年間で均等償却を行っております。

⑤ 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

⑥ 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社グループは、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」

(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保資産および担保付債務

担保に供している資産	
割賦売掛金等	286,729百万円
担保付債務	
長期債権流動化債務	286,729百万円
2. 金銭の信託は、主として信用保証業務の一環として設定しているものであります。
3. 有形固定資産の減価償却累計額 6,386百万円
4. 偶発債務

保証債務残高のうち債権、債務とみなされない残高	25,593百万円
従業員借入金保証残高	6

(注) 保証債務残高のうち債権、債務とみなされない残高には、最大賃料保証債務(家賃の1ヶ月相当額)20,107百万円が含まれております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式	1,524,211,152株
第一回B種優先株式	2,500,000
H種優先株式	22,750,000
2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項
該当事項はありません。
3. 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項
該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、ショッピングクレジット事業、カード事業、ローン事業などの消費者向けファイナンス事業を行っております。これらの事業を行うため、金融市場の状況や、調達と運用のバランス管理（ALM）などの観点から、銀行借入による間接金融のほか、社債や短期社債の発行や債権流動化などの直接金融を活用し、資金調達の多様化に取り組んでおります。当社グループが保有する金融資産は金利変動を伴わないものが大半となっておりますが、金融負債は金利変動を伴うものが多く含まれているため、ALMによるポートフォリオマネジメントを実施しております。

また、余資運用については、安全性・流動性を最優先に取り組んでおり、現先による短期運用を行っております。

当社グループは、クレジットポリシーおよび信用リスク管理にかかる諸規程を整備し、これらに基づいて、個別契約に対する初期与信審査、途上与信審査、信用情報管理、内部格付、延滞債権・問題債権への対応や、加盟店に対する初期・途上管理への対応などの総合的な与信管理に関する体制を構築し、運営しております。

当社グループでは、金融資産および金融負債について、金利の合理的な変動幅を用いた時価に与える影響額を、金利の変動リスクの管理に当たっての定量的分析に利用しております。金利以外のすべてのリスク変数が一定であることを仮定し、2020年3月31日現在、指標となる金利が10ベース・ポイント（0.1%）上昇したものと想定した場合には、資産の時価が3,861百万円、負債の時価が171百万円減少し、10ベース・ポイント（0.1%）下落したものと想定した場合には、資産の時価が3,867百万円、負債の時価が171百万円増加するものと把握しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（注2）に記載のとおりであります。）。

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
	百万円	百万円	百万円
(1) 現金及び預金	186,854	186,854	—
(2) 割賦売掛金	683,508		
貸倒引当金 (*1)	△21,335		
割賦利益繰延 (*2)	△11,443		
	650,729	739,845	89,115
(3) 金銭の信託	99,560	103,917	4,357
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	6	6	—
資産計	937,151	1,030,625	93,473
(1) 支払手形及び買掛金	17,826	17,826	—
(2) 短期社債	176,300	176,300	—
(3) 1年以内償還予定の社債および社債	30,000	29,815	△185
(4) 短期借入金	106,500	106,500	—
(5) 1年以内返済予定の長期借入金および長期借入金	182,143	182,697	554
(6) 預り金	104,570	104,570	—
(7) 長期債権流動化債務	286,729	286,623	△105
負債計	904,070	904,333	263

(*1) 割賦売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

(*2) 割賦売掛金に対応する割賦利益繰延のうち、利用者手数料を控除しております。

(*3) 上記の他、信用保証割賦売掛金を含む債務保証があり、時価は6,495百万円であります。

(注1) 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金

預金は、すべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 割賦売掛金

割賦売掛金に係る利率は変動する要素が限定的であり、種類および期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額から割賦売掛金の管理回収にかかるコストを控除した金額を現在価値に割り引き、当該金額から現在の貸倒見積高を控除して時価を算定しております。なお、時価の算定において、利息返還損失引当金については考慮しておりません。

- (3) 金銭の信託
主として信用保証業務の一環として設定しているものであり、見積将来キャッシュ・フローの現在価値によっております。
- (4) 投資有価証券
株式は、取引所の価格によっております。

負債

- (1) 支払手形及び買掛金
短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (2) 短期社債
短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (3) 1年以内償還予定の社債および社債
市場価格によっております。
- (4) 短期借入金
短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (5) 1年以内返済予定の長期借入金および長期借入金
元利金の合計額を同様の新規借入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値によっております。
- (6) 預り金
短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (7) 長期債権流動化債務
元利金の合計額を同様の流動化を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値によっております。

債務保証

- 見積将来キャッシュ・フローの金額を現在価値に割り引き、当該金額から現在の貸倒見積高を控除して時価を算定しております。
- (注2) 非上場株式（連結貸借対照表計上額160百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	11円53銭
1株当たり当期純利益	1円88銭

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

子会社株式……………移動平均法による原価法を採用しております。

2. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については債権の内容を検討し、必要額を計上しております。

なお、破綻先および実質破綻先に対する債権については、債権額から回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は188百万円であります。

3. 収益の計上基準

信用保証収益および融資収益は、期日到来基準とし、元本残高に対して一定率の料率で保証料または貸付利息を算出し、各返済期日のつど算出額を収益計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

社債発行費

社債の償還期間（3～5年）で均等償却を行っております。

(2) 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

また、固定資産に係る控除対象外消費税等は、「投資その他の資産」の「その他」に計上し、5年間で均等償却を行っております。

(3) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(4) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(表示方法の変更に関する注記)

金銭の信託の表示方法は、従来、貸借対照表上、「流動資産」の「その他」（前会計年度1,512百万円）に含めて表示しておりましたが、重要性が増したため、当会計年度より、「流動資産」の「金銭の信託」として表示しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 偶発債務

重畳的債務引受による債務

95,074百万円

2. 関係会社に対する金銭債権・債務

金 銭 債 権	47,232百万円
金 銭 債 務	43,093

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営 業 取 引 高	
営 業 収 益	1,212百万円
営 業 費 用	137

上記の他、「関連当事者との取引に関する注記」に記載の取引があります。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の数

普 通 株 式	5,877株
---------	--------

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

貸倒引当金および貸倒損失	111百万円
繰越欠損金	510
その他	2
小 計	624
評価性引当額	△464
合 計	160

(注) 分社型吸収分割方式による会社分割に係る一時差異のうち、解消時期が見積もれないものについては、繰延税金資産を計上しておりません。

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 親会社および法人主要株主等

属性	会社等の名称	議 決 権 等 の 被 所 有 割 合	関 連 当 事 者 と の 関 係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	㈱新生銀行	直接 1.6% 間接 93.3%	預金の預入 資金の借入	自己株式の取得	百万円 17,069	— 短期借入金	百万円 — 40,000
				資金の借入	546,700		
				資金の返済	541,700		
				支払利息	135		

取引条件および取引条件の決定方針等

- (1) 自己株式の取得価格は定款の定めによっております。
- (2) 資金の借入については、市場金利を勘案して交渉の上、決定しております。
なお、担保は提供しておりません。

2. 子会社および関連会社等

属性	会社等の名称	議 決 権 等 の 所 有 割 合	関 連 当 事 者 と の 関 係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	㈱アプラス	直接 100.0%	資金の貸付 役員の兼任 業務委託 債務保証	資金の貸付	百万円 725,000	— 未収入金 立替金 未払金	百万円 — 1,579 2,517 1,607
				資金の回収	725,000		
				受取利息	172		
				重疊的債務引受	95,074		
	㈱アプラス パーソナル ローン	直接 100.0%	役員の兼任 業務委託	金銭の信託 の購入	10,798	—	—

取引条件および取引条件の決定方針等

- (1) 未収入金は、集金業務委託等に係るものであり、立替金は、資金決済業務にかかるものであります。また、未払金は、金融機関への支払業務委託等にかかるものであります。
- (2) 資金の貸付については、市場金利を勘案して交渉の上、決定しております。なお、担保の提供は受けておりません。
- (3) 金銭の信託の購入については、市中相場を勘案して交渉の上、決定しております。

3. 兄弟会社等

該当事項はありません。

4. 役員および個人主要株主等

該当事項はありません。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額

△5円21銭

1 株当たり当期純利益

0円65銭